

浄化槽工事業登録 申請・届出の手引

令和7年4月

山形県 県土整備部

目次

I 浄化槽工事業の登録について.....	2
1 制度概要.....	2
2 登録の有効期間.....	2
3 登録のための要件.....	2
II 登録の概要.....	3
1 浄化槽工事業の登録申請.....	3
2 特例浄化槽工事業の届出.....	4
III 登録申請（届出）・変更の手続.....	5
1 浄化槽工事業の登録申請.....	5
2 特例浄化槽工事業の届出.....	6
3 標識の掲示.....	7
4 帳簿の備付け等.....	8
IV 申請（届出）窓口及び問合せ先.....	9

浄化槽工事業の登録について

I 浄化槽工事業の登録について

1 制度概要

浄化槽工事業を営もうとする者は、工事の規模にかかわらず、浄化槽法に基づく登録が義務づけられています。

登録は、浄化槽工事業を行おうとする区域を所轄する都道府県ごとに必要となります。従って、営業所は山形県内にしかななくても、秋田県や宮城県で施工する場合は、これら3県全てに登録が必要となります。

なお、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている場合は、浄化槽工事業の登録に代えて、届出をする必要があります(特例浄化槽工事業者としての届出)。

2 登録の有効期間

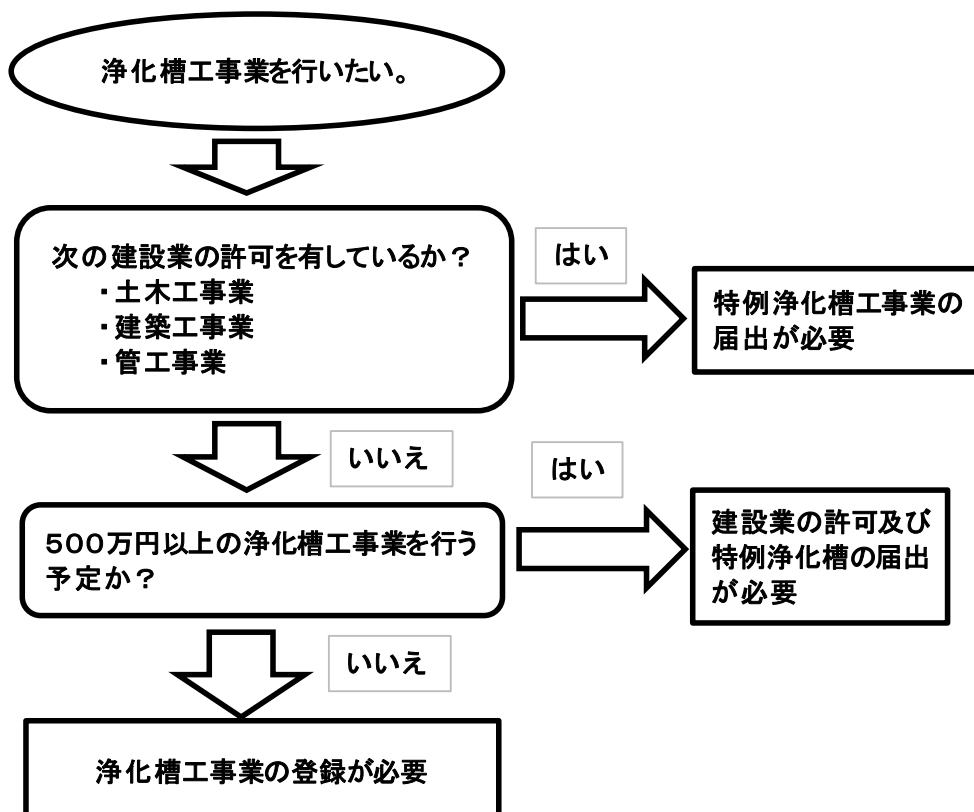
登録の有効期間は5年間

5年ごとに登録の更新が必要(Ⅱ-1-(4)参照)

3 登録のための要件

- ① 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと。(Ⅱ-(1)参照)
- ② 欠格要件に該当しないこと。(Ⅱ-(2)-①~⑩参照)

浄化槽工事業を営むためにはどのような手続が必要か？



II 登録の概要

1 浄化槽工事業の登録申請

(1) 浄化槽設備士

浄化槽工事業を営もうとする者は浄化槽工事の適正な施工を確保するため、浄化槽工事に関して必要な知識技能を有し、実地作業を監督する者として、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければいけません。この浄化槽設備士は、営業所に勤務してその職務に従事することが義務付けられていますが、場合によっては工事現場で実地作業にあたることも認められています。資格の詳細については、公益財団法人日本環境整備教育センターへお問い合わせください。

(2) 以下の欠格要件に該当しないこと。

- ① 申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
- ② 浄化槽法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ③ 浄化槽法第三十二条第二項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- ④ 浄化槽工事業者で法人であるものが浄化槽法第三十二条第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- ⑤ 浄化槽法第三十二条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- ⑦ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が②から⑥又は⑧のいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員のうち②から⑦のいずれかに該当する者があるもの
- ⑨ 浄化槽法第二十九条第一項に規定する要件を欠く者
- ⑩ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 登録申請手数料

申請手数料は次のとおりです。山形県収入証紙で納入してください。

新規	33,000円
更新	26,000円

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合は、5年ごとに有効期間が満了する30日前までに更新申請をする必要があります。

登録業者が、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を取得した場合は、遅滞なく特例浄化槽工事業の届出を行ってください。(Ⅱ-2-(1))

※届出の際、浄化槽工事業の登録を受けている旨、担当者へお伝えください。

2 特例浄化槽工事業の届出

(1) 特例浄化槽工事業者とは

建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けて浄化槽工事業を営む者を特例浄化槽工事業者といます。建設業許可の審査により施工能力等のチェックは既になされていることから、登録に代えて届出で足りるとされています。

特例浄化槽工事業者については、登録及び指示等に関する規定を除き、浄化槽工事業者とみなして浄化槽法の規定が適用となります。よって、届出に際しては営業所ごとに置く浄化槽設備士の書面が必要となります。

(2) 手数料： 不要です。

(3) 有効期間

登録と異なり、有効期間はありません。

建設業許可が5年で更新された場合は、許可番号の変更届を提出してください。

建設業法に基づく土木工事業、建築工事業または管工事業の許可を全て失った後も引き続き浄化槽工事業を営む場合は、新たに登録申請をする必要があります。

Ⅲ 登録申請（届出）・変更の手続

1 浄化槽工事業の登録申請

提出部数は、正本1部、副本1部の計2部（左綴じ）で、副本は申請者へ返却されます。

更新の場合は、有効期間が満了する30日前までに更新申請してください（有効期間を過ぎると登録は失効します。）。

(1) 登録申請書及び添付書類（浄化槽工事業の登録申請）

提出書類	別記様式番号	備考
浄化槽工事業登録申請書	第1号	・「申請者」欄及び「氏名又は名称」欄には、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
誓約書	第2号	個人の場合は本人、本人の場合は代表役員
営業所ごとの浄化槽設備士の証明書	—	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
工事業登録申請者の調書	第3号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
浄化槽設備士の調書	第4号	他県の営業所の分も含む。
登記簿謄本	—	法人の場合のみ
工事業登録申請者（個人）、浄化槽設備士の住民票の抄本	—	

(2) 変更届及び添付書類（浄化槽工事業の登録関係）

変更届出書（第7号）

変更事項	添付書類
商号又は名称、代表者氏名、所在地	登記簿謄本（法人）、住民票抄本（個人）
営業所の名称、所在地（商業登記の変更をする場合のみ）	登記簿謄本（法人）
役員	登記簿謄本、新たに役員になる者がある場合は、誓約書（第2号）及び調書（第3号）
浄化槽設備士、免状の交付番号	浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証の写し、調書（第4号）、住民票抄本

(3) 廃業等の届出(浄化槽工事業の登録関係)

浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を浄化槽工事業者廃業届で届出してください。
(県細則様式第1号)

2 特例浄化槽工事業の届出

提出部数は、正本1部(左綴じ)です(届出書控えに受付印が必要な場合は副本を提出してください。)

(1) 届出書及び添付書類(特例浄化槽工事業の届出)

提出書類	別記様式 番号	備考
特例浄化槽工事業者届出書	第11号	
建設業法による許可(土木、建築又は管工事業)を受けたことを証する書面	—	建設業の許可指令書又は許可証明書の写し
営業所ごとの浄化槽設備士の証明書	—	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
浄化槽設備士の調書	第4号	他県の営業所の分も含む
浄化槽設備士の住民票の抄本	—	

(2) 変更届及び添付書類(特例浄化槽工事業の届出関係)

変更届出書(第12号)

変更事項	添付書類
商号又は名称、代表者氏名、所在地	なし
建設業許可の業種、許可番号、許可年月日(注)	建設業の許可指令書又は許可証明書の写し
営業所の名称、所在地	なし
浄化槽設備士、免状の交付番号	浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証の写し、調書(第4号)、住民票抄本

(注) 建設業の許可は5年で更新され、許可番号及び許可年月日に変更になります。この場合も変更届を提出してください。

(3) 廃業等の届出(特例浄化槽工事業の届出関係)

浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を浄化槽工事業廃業等届出書で届出してください。(県細則様式第1号)

3 標識の掲示

浄化槽工事業登録業者、特例浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、下記の事項を記載した標識を見やすい場所に掲示しなければなりません。

(1) 浄化槽工事業登録業者(様式第8号)

別記様式第8号(第9条関係)

35 cm 以上		25 cm 以上
浄化槽工事業者登録票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	山形県知事(登一)第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

- ・営業所及び浄化槽工事現場ごとに掲示する。
- ・浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

(2) 特例浄化槽工事業者(様式第9号)

別記様式第9号(第9条関係)

35 cm 以上		25 cm 以上
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届出番号	山形県知事(届一)第 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

- ・営業所及び浄化槽工事現場ごとに掲示する。
- ・浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

4 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、請け負った浄化槽工事について1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません。帳簿には、処理方式及び処理能力を記載した書面、構造図、仕様書、処理工程図を添付する必要があります。この帳簿は事業年度の末日から5年間保存することとなっています。

別記様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び 竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び 免状の交付番号	

備考

- ・請け負った浄化槽工事について1件ごとに作成し、下記の書類を添付して営業所に備えること。
添付書類：処理方式及び処理能力を記載した書面、構造図、仕様書、処理工程図
- ・この帳簿及び添付書類は、事業年度の末日から5年間保存すること。

IV 申請（届出）窓口及び問合せ先

主たる営業所の所在地	担当公所係名	住所・電話番号
東南村山地区及び 山形県外	村山総合支庁建設総務課行政係	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 電話023-621-8189
西村山地区	村山総合支庁西村山建設総務課 行政係	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話0237-86-8377
北村山地区	村山総合支庁北村山建設総務課 行政係	〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 電話0237-47-8654
最上地区	最上総合支庁建設総務課 行政係	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 電話0233-29-1377
東南置賜地区	置賜総合支庁建設総務課 行政係	〒992-0012 米沢市金池7-1-50 電話0238-26-6069
西置賜地区	置賜総合支庁西置賜建設総務課 行政係	〒993-0085 長井市高野町2-3-1 電話0238-88-8223
庄内地区	庄内総合支庁建設総務課 行政係	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 電話0235-66-5644